

神奈川県建築基準法施行細則の一部改正の概要について

1 改正の趣旨

建築基準法（以下「法」という。）及び建築基準法施行令（以下「令」という。）の改正に伴い、神奈川県建築基準条例（以下「条例」という。）を改正し、長屋に求める基準の一部を知事が別に定めることを規定したことから、神奈川県建築基準法施行細則（以下「細則」という。）に当該基準を定めるとともに、法令改正に伴うその他所要の改正等を行いました。

1 改正の内容

(1) 規定の追加（第 12 条の 3 関係）

3 階を長屋の用途に供する建築物の構造等（以下「長屋の構造等」という。）については、条例で「耐火建築物」又は「令第 115 条の 2 の 2 第 1 項の技術的基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物」とすることを定めていましたが、法令改正により同条が削除され、当該技術的基準の一部は令第 112 条第 1 項に 1 時間準耐火基準として規定されるとともに、その他の基準については法第 27 条第 1 項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法を定める基準（平成 27 年 2 月 23 日付け国土交通省告示第 255 号）の第一第二号に定められたことから、条例に定める長屋の構造等について、「耐火建築物」又は「1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物であつて知事が別に定める基準に適合するもの」とすると改正しました。

そこで、細則に知事が別に定める基準を追加することとし、その内容は当該告示の第一第二号の規定と同様としました。

(2) その他の改正

法令改正に伴い、手続きの名称、条項等及び様式を改めるほか、様式の備考欄に記載されている提出部数について規定を整備しました。詳細は新旧対照表をご覧ください。

2 施行日

平成 27 年 6 月 1 日

3 お問い合わせ先

- ・神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課建築指導課グループ 電話 045-210-1111(代)
- ・横須賀土木事務所計画建築部まちづくり・建築指導課 電話 046-853-8800(代)
- ・平塚土木事務所計画建築部建築指導課 電話 0463-22-2711(代)
- ・厚木土木事務所計画建築部まちづくり・建築指導課 電話 046-223-1711(代)
- ・厚木土木事務所東部センターまちづくり・建築指導課 電話 0467-79-2800(代)
- ・県西土木事務所計画建築部まちづくり・建築指導課 電話 0465-83-5111(代)